

湖南省に建設工事入札参加資格を申請する方へ（令和7・8年度・県内）

1 資格要件

- (1) 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと、および破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - (ア) 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している と認められる者
- (3) 以下に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (4) 参加希望工事に対応する許可業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受け、直前決算における経営事項審査を受けていること。
- (5) 経営状態が正常で、かつ賦課されているすべての市税等を完納していること。

2 対象業者

- ・市内業者（湖南省に本店または営業所）
- ・市外業者

3 資格の有効期間

- ・市内業者（湖南省に本店または営業所） 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間
- ・市外業者 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

4 参加希望工事

指名希望建設工事の区分は別表1のとおりとする。

なお、入札参加が認められるのは、1業者あたり3業種以内とする。ただし、技術職員1人につき指名希望は1業種とし、2業種以上の兼務はできない。（3業種を指名希望する場合は、最低3人の技術者が必要）

5 格付基準（市内業者対象）

市内業者については別表2※に基づき業者格付を行う。

※格付基準は情勢、状況等を鑑み建設工事請負業者格付基準を見直すことがある。

別表1 指名希望建設工事と建設業の許可建設工事との種類別と対比関係

指名希望建設工事	許可建設工事の種類	略号	内 容
土木一式工事	土木一式工事	土	土木一式工事、下水道管渠工事、農村下水道管渠工事
	とび・土工・コンクリート工事	と	コンクリートブロック据付工事、くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事、土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事、地滑り防止工事、地盤改良工事、ボーリングブラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、捨石工事、外溝工事、はつり工事、トンネル防水工事、土木系モルタル防水工事
	石工事	石	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
	タイル、れんが、ブロック工事	タ	コンクリートブロック積み(張り)工事、れんが積み(張り)工事
	鋼構造物工事	鋼	閘門、水門等の門扉設置工事
	しゅんせつ工事	しゅ	しゅんせつ工事
水道施設工事	水道施設工事	水	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理施設工事
建築一式工事	建築一式工事	建	建築一式工事
	大工工事	大	大工工事、型枠工事、造作工事
ほ装工事	ほ装工事	ほ	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
電気設備工事	電気工事	電	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
	電気通信工事	通	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
消防施設工事	消防施設工事	消	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事

給排水冷暖房工事	管工事	管	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事、消雪設備工事、農村下水道浄化槽工事(下水道法による流域処理施設に排水するものを除く。)
	熱絶縁工事	絶	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工学工業等の設備の熱絶縁工事
機械設備工事	機械器具設置工事	機	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設置工事
塗装工事	塗装工事	塗	塗装工事(交通安全施設に伴う塗装を除く。)、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事
造園工事	造園工事	園	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事
	石工事	石	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事(造園工事に伴うもの)
	タイル・れんが・ブロック工事	タ	コンクリートブロック積み(張り)工事、れんが積み(張り)工事(造園工事に伴うもの)
さく井工事	さく井工事	井	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
鉄骨工事	鋼構造物工事	鋼	鉄骨工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事
	鉄筋工事	筋	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
橋梁上部工事	土木一式工事	土	橋梁上部工事(陸橋、歩道橋を含む。)PC
	鋼構造物工事	鋼	橋梁上部工事(陸橋、歩道橋を含む。)
法面処理工事	防水工事	防	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
	とび・土工・コンクリート工事	と	現場吹付法枠工事、アンカー工事、落石防止網工事、モルタル吹付工事、種子吹付工事、厚層基材吹付工事、客土吹付工事、植生ネット工事
建築附帯工事	左官工事	左	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付工事、とぎ出し工事、洗い出し工事

	とび・土工・コンクリート工事	と	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立工事
	解体工事	解	工作物解体工事
	屋根工事	屋	屋根ふき工事、文化財屋根ふき工事
	タイル・れんが・ブロック工事	タ	タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事
	板金工事	板	板金加工取付工事、建築板金工事
	ガラス工事	ガ	ガラス加工取付工事
	防水工事	防	防水工事（建築物に伴うもの）
	内装仕上工事	内	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、家具工事、防音工事
	建具工事	具	金属製建具取付工事、サッシ取付工事、金属製
	建築一式工事	建	文化財建造物修理工事 ※
	大工工事	大	文化財建造物修理大工工事 ※
交通安全施設工事	とび・土工・コンクリート工事	と	道路付属物設置工事（カーブミラー、ガードレール、道路標識設置工事）物品で購入した看板設置工事（交通安全施設に伴うもの）
	塗装工事	塗	塗装工事、路面標示工事（交通安全施設に伴うもの）
	電気工事	電	道路照明設備工事、交通信号設備工事（交通安全施設に伴うもの）
	電気通信工事	通	電気通信線路設備工事、電気通信機械設備工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事（交通安全施設に伴うもの）
	機械器具設置工事	機	（交通安全施設に伴うもの）
清掃施設工事	清掃施設工事	清	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

※建築附帯工事の建築一式・大工工事における入札参加については文化財建造物修理工事あるいは社寺建造物修理工事の実績が必要です。

別表2 <格付基準>

業種	号級	発注金額 (予定価格・税込)	総合点	技術者基準			特定建設業 許可要件
				監理技術者	主任技術者	実務経験者	
土木一式	1号	4,000万円以上	800点以上	1名以上	1名以上	—	有
	2号	4,000万円未満 1,000万円以上	800点未満 650点以上	—	1名以上	—	—
	3号	1,000万円未満	650点未満	—	1名以上		—
水道施設	1号	4,000万円以上	650点以上	1名以上	—	—	有
	2号	4,000万円未満	650点未満	—	1名以上		—
	水道施設工事業許可があり、かつ湖南省水道事業指定給水装置工事事業者 (給水装置工事主任技術者免状を有する業者)						
建築一式	予定価格が6,000万円未満は全登録業者、6,000万円以上は特定建設業許可のある登録業者						
舗装	予定価格が4,000万円未満は全登録業者、4,000万円以上は特定建設業許可のある登録業者 (舗装施工管理技術者を常時有する業者)						
電気 造園 管工事	予定価格が4,000万円未満は全登録業者、4,000万円以上は特定建設業許可のある登録業者						

■建設工事請負業者の格付けについては、業種毎に客観的査定要素である「経営事項審査の総合評定値」および有資格技術者基準に基づき決定する。なお、各業種の各号級の決定は、それぞれの客観的査定要素（「経営事項審査総合評点」）および技術者基準のどちらも満たすことを条件とする。

主観的要素については、国際標準化機構が定めたISO9000シリーズ又は14000シリーズの認証を取得している業者については各15点、湖南省と防災協定を締結している場合は10点、湖南省消防団員として6箇月以上在籍している社員を継続して6箇月以上雇用している場合5点（湖南省内の事業所等に勤務している人に限る）を加点する。また、前年度において指名停止の措置を受けた業者については10点、請負業者として、不誠実であると認められるときは5点、人権研修不参加の業者については5点をそれぞれ減点する。